

飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。）に係る認定指標作成等団体の変更の認定に係る
意見募集について（意見募集要領）

令和 8 年 10 月 6 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ

この度、飲用牛乳（成分成分牛乳を除く。以下同じ。）に係る認定指標作成等団体の変更の認定を行うため、利害関係人の皆様から意見を募集いたします。

今後、提出いただいた意見を考慮した上、認定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集の趣旨・目的・背景

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成 3 年法律第 59 号)第 44 条第 1 項の規定に基づき、飲用牛乳のコスト指標作成推進会議の変更の認定をする予定であることから、第 42 条第 5 項の規定に基づき、飲用牛乳の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴くため、意見募集を行います。

2 意見募集の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）農林水産省ホームページに掲載

（２）農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループにおいて配布

3 意見の提出方法

（１）電子メールで提出する場合

本意見募集要領を確認の上、農林水産省ホームページに記載の電子メールアドレスに提出をお願いします。なお、意見をご提出いただくに当たっては、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成 3 年農林水産省令第 38 号。以下「規則」という。）第 31 条第 2 項の規定に基づき、意見提出様式に、①団体又は事業者名及びこれらの代表者並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）②指定飲食料品等について所属する段階③利害関係の疎明を明記した上でご提出ください。これらの記載がないものは無効とさせていただきます。

(2) 郵送の場合

本意見募集要領を確認の上、意見提出様式にて以下担当まで送付してください。
なお、意見をご提出いただくに当たっては、規則第 31 条第 2 項の規定に基づき、意見提出様式に、①団体又は事業者名及びこれらの代表者並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）②指定飲食料品等について所属する段階③利害関係の疎明を明記した上でご提出ください。これらの記載がないものは無効とさせていただきます。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ食料システム連携推進室

4 意見の提出上の注意

提出の意見は、日本語に限ります。

電話での意見はお受けしませんので御了承願います。

また、意見の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見受付期間

令和 8 年 10 月 6 日～令和 8 年 10 月 19 日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 変更の認定の申請

② 認定指標作成等団体の認定申請書（改訂後）

③ 指標作成等業務に関する業務規程（改訂後）

④ 法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標の作成に参画する者の代表する段階及び所属する団体又は事業者名を記載した書類（改訂後）

7 参照条文

○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）

（指定飲食料品等の指定）

第四十一条 農林水産大臣は、飲食料品等であつて、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産省令で指定することができる。

2・3 （略）

（認定指標作成等団体）

第四十二条 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、前条第一項の規定による指定をした飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）ごとに、当該指定飲食料品等の飲食料品等事業者等（以下「指定飲食料品等事業者等」という。）又は当該指定飲食料品等事業者等が主たる構成員若しくは出資者となっている団体が組織する団体であつて、第四項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる業務（以下「指標作成等業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 当該申請に係る指定飲食料品等の指定飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表

二 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び前号に規定する指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

2～4 （略）

5 農林水産大臣は、第一項の規定による認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6・7 （略）

（変更の認定）

第四十四条 第四十二条第一項の規定による認定を受けた者（以下「認定指標作成等団体」という。）は、同条第二項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 （略）

3 第四十二条第二項から第七項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

○食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）

（指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

一 米穀

二 野菜

三 豆腐

四 納豆

五 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。）

(指定飲食料品等ごとの段階)

第二十九条 法第四十二条第四項第三号ロの農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 米穀 生産、流通及び販売
- 二 野菜 生産、加工、流通及び販売
- 三 豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 四 納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売
- 五 飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売

(農林水産大臣に寄る意見の聴取)

第三十一条 農林水産大臣は、法第四十二条第五項（法第四十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 2 法第四十二条第五項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

(認定指標作成等団体に係る変更の認定の申請)

第三十三条 法第四十四条第一項の変更の認定を受けようとする認定指標作成等団体は、当該変更が業務規程又は第二十八条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。